

## 第8章 医療

### 第1節 準備期

#### <目的>

区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

#### 1-1 基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-8までに記載した、発生国・地域の帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関、一般医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、都民等に対して必要な医療を提供するための体制を確保する。【健康部】
- ② 区は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。  
なお、具体的には、個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や地域の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。【健康部】
- ③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け平時から都と連携し準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保する。【健康部】
- ④ 都は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。区は、有事の際に都と連携し、対応を行う。  
【健康部】
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【健康部】

##### 1-1-1 相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に発生国・地域

からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【健康部】

### 1-1-2 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表<sup>88</sup>前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

### 1-1-3 病床確保を行う協定締結医療機関<sup>89</sup>（第一種協定指定医療機関<sup>90</sup>）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置<sup>91</sup>の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

### 1-1-4 発熱外来を行う協定締結医療機関<sup>92</sup>（第二種協定指定医療機関<sup>93</sup>）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、あらかじめ発熱患者等の対応時間帯等の情報を区民に周知し、又は地域の医療機関等と共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

### 1-1-5 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関<sup>94</sup>（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都と締結した協定に基づき、有事の際には、都からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所に

<sup>88</sup> 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

<sup>89</sup> 感染症法第36条の2第1項第1号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関をいう。

<sup>90</sup> 感染症法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

<sup>91</sup> 感染症法第36条の9第1項に基づく、感染症の流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、補助金・診療報酬が充実するまでの一定期間、感染症の流行前と同水準の収入を補償する措置（病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償）

<sup>92</sup> 感染症法第36条の2第1項第2号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

<sup>93</sup> 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。以下同じ。

<sup>94</sup> 感染症法第36条の2第1項第3号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行う。

#### 1-1-6 後方支援を行う協定締結医療機関<sup>95</sup>

後方支援を行う協定締結医療機関は、都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、新型インフルエンザ等からの回復後引き続き入院が必要な患者の転院受入や新型インフルエンザ等患者以外の患者の受入れを行う。

#### 1-1-7 一般医療機関

- ① 区は、区医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【健康部】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、区、区医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。【健康部】

#### 1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する<sup>96</sup>。  
また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結<sup>97</sup>し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備することとしている。
- ② 区は、民間宿泊事業者等に協力依頼する等して宿泊療養施設の確保に努める。また、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等の事前の検討・周知に努める。【健康部】

#### 1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 感染症法に基づく協定締結医療機関については、全ての医療機関が自ら研修・訓練を実施するか、又は都、国、J I H S若しくはその他の医療機関等が実施する研修・訓練に自施設の医療従事者を参加させることが求められ、区は研修機会の提供など必要な支援を行っていく。【健康部】
- ② 区は、感染症や感染対策に関する研修の実施等を通じて、区内の医療機関における感染対策の全体的な底上げを図る。【健康部】

<sup>95</sup> 感染症法第36条の2第1項第4号に規定する措置を内容とする協定を締結した医療機関

<sup>96</sup> 感染症法第10条第2項第6号及び第8項

<sup>97</sup> 感染症法第36条の3

#### 1-4 東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、東京都感染症対策連携協議会等において関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画策定・変更する。【健康部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

区は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、都や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。さらに、区は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

### 2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

区は、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や高齢者施設等に周知する。【健康部、福祉部】

### 2-2 医療提供体制の確保等

- ① 区は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。【健康部】
- ② 区は、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入院までの体制を迅速に整備する。【総務部、健康部】
- ③ 区は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【健康部】
- ④ 区は、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【健康部】
- ⑤ 区は、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。【健康部】
- ⑥ 区は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康部】

### 2-3 相談センターの整備

- ① 区は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行う。【健康部】
- ② 区は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センター等を通じて感染症指定医療機関を案内するなど受診につなげるよう周知する。【健康部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、初動期に引き続き、国及びJ I H S等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、都や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

### 3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

#### 3-1-1 都による総合調整・指示に基づく区の対応

区は、国・都及びJ I H Sから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国・都が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。【健康部】

#### 3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

##### 3-1-2-1 医療機関等に対する要請等

- ① 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都と締結した協定<sup>98</sup>に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。【健康部】
- ② 区は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。【健康部】
- ③ 感染症指定医療機関及び協定締結医療機関は、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-M I S）等の入力を行う<sup>99</sup>。【健康部】
- ④ 区は、都と連携し、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を区へ報告するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、区内病床がひっ迫する場合には都の入院調整を利用して入院調整を行う。【健康部】

##### 3-1-2-2 医療機関等における体制強化等

<sup>98</sup> 感染症法第36条の3

<sup>99</sup> 感染症法第36条の5

都は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。

区は、引き続き関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。【健康部】

### 3-1-2-3 適切な医療受診に向けた区民等への呼び掛け等

- ① 区は、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について区民等に周知する。【健康部】
- ② 区は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、区は、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【健康部】

## 3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

### 3-2-1 流行初期

#### 3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【健康部】
- ② 医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届出を行う<sup>100</sup>。【健康部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ④ 区は、入院調整に当たっては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」を参考にしつつ、新型インフルエンザ等の重症度のほか、基礎疾患や重症化リスク、合併症のリスク、障害の有無、要介護度など、患者の容態を総合的に考慮して行う。また、国の感染症サーベイランスシステム等を活用するとともに、システムの運用状況や感染症の特徴、医療提供体制の状況等を踏まえ、DXの活用を図るなど、関係者間において迅速かつ効率的な情報共有等が可能な体制を整備する。【政策経営部、健康部】
- ⑤ 区は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にししながら、入院調整を都へ依頼する。【健康部】

<sup>100</sup> 感染症法第12条第1項

#### 【新型コロナ対応での具体例】

区は、発生届の提出を受けたすべての患者に対して、疫学調査を実施した。調査によって得られた情報から総合的に判断し、入院が必要な患者については、区内の医療機関に入院を打診し、調整が困難な場合は都の入院調整本部に調整を依頼した。感染者数のフェーズによっては、保健所職員だけでは対応が困難であったため、委託職員にも依頼して疫学調査を行った。入院先の決定後は、区で委託契約を結んだ事業者に依頼して、患者の自宅から入院先までの搬送を実施した。状況によっては、保健所の職員が同行して入院先まで搬送を行った。

#### 3-2-1-2 相談センターの強化

- ① 区は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。【健康部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行う。【健康部】
- ③ 区は、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談や、受診先となる発熱外来の案内に対応する相談センターを強化するとともに、区民等への周知を行う。【健康部】

#### 3-2-2 流行初期以降

##### 3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康部】
- ② 区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【健康部】

##### 3-2-2-2 相談センターの強化

上記「3-2-1-2 相談センターの強化」の取組を継続して行う。【健康部】

#### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、区は、国が示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【総務部、健康部】